

1 概要

(1) 行動計画策定の経緯と趣旨

第1期行動計画策定までの経緯

川崎市では、「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため、2001(平成13)年10月に「男女平等かわさき条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

2002(平成14)年2月には、条例第17条に基づいて川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置し、行動計画策定について意見を求め、2003(平成15)年11月、審議結果が市長に答申されました。

市は、答申と市民の皆様の御意見を尊重し、2004(平成16)年5月、第1期の川崎市男女平等推進行動計画※1(以下「第1期行動計画」という。)を策定しました。

※1 川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」
計画期間：2004(平成16)年度～2008(平成20)年度

第2期行動計画策定の趣旨

第1期行動計画に基づくこれまでの取組は、「2 第1期行動計画の取組状況と今後の課題」のとおり、着実にその成果が現れているところです。

しかし依然として、就業の場における男女の不平等、仕事と暮らしの両立の困難さ、配偶者からの暴力などの人権侵害、政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと等、性別による固定的な役割分担意識や性差別が根強く残っています。

また、少子高齢化の急速な進行やこれに伴う地域社会の役割の変化等に対応していく上でも、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が極めて重要な課題となっています。

このような中、第3期審議会※2に行動計画の改定について意見を求め、2008(平成20)年7月に審議結果が市長に答申されました。

これを踏まえて市は、男女平等施策のさらなる推進を図るために第2期行動計画を策定しました。第1期行動計画に基づく取組を基本的に継承しつつ、さらに、地域社会の課題や国の動向等の変化に対応した取組を推進していきます。

※2 第3期川崎市男女平等推進審議会
2006(平成18)年7月～2008(平成20)年7月

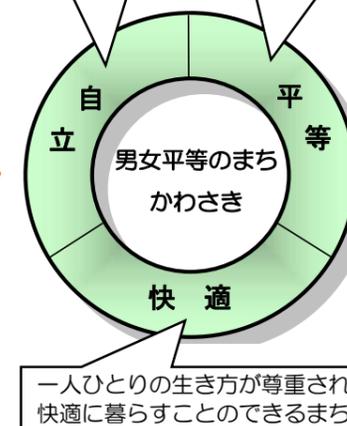
(2) 行動計画の基本理念と目標

条例の理念に基づいて、「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざします。実現を支えるキーワードは「自立」「平等」「快適」です。

「条例の理念」

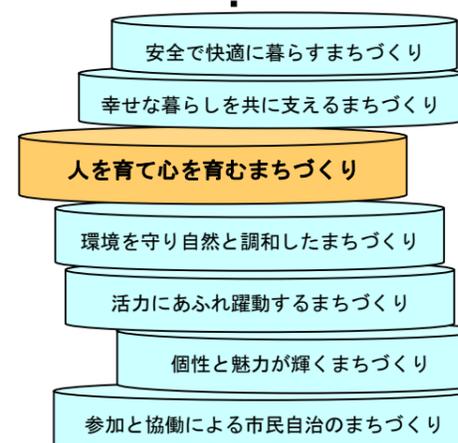
- 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

性別役割分担意識によらず、自分の意思を主体的に選択できるまち
誰もが性別による差別を受けないまち、「平等」に参画することのできるまち



(3) 行動計画の位置づけ

→新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画(2008～2010)における7つの基本政策

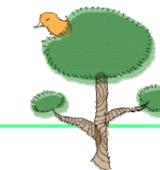


本計画は、条例第8条に基づき定めるもので、国の「男女共同参画社会基本法」第14条の「都道府県男女共同参画計画等」に相当します。

また、市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の第2期実行計画においては、基本政策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」—基本方向5「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」—基本施策(2)「男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進」—施策課題①「男女共同参画社会の形成」に位置づけられます。この新総合計画ほか、市の各行政計画との整合性を図りながら推進していきます。

(4) 計画期間

第1期行動計画の計画期間(5か年)を継承し、第2期行動計画は、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までとしますが、社会経済状況の急激な変化等、必要に応じて見直しを行います。

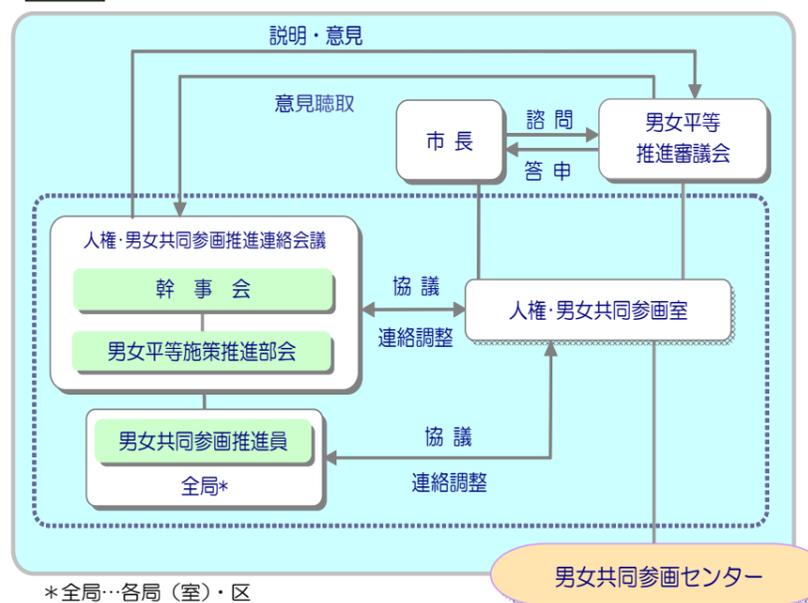


(5) 推進体制

行動計画を効果的に進め、施策の実効性を高めるために、行政内部の連絡調整を密にするとともに、市、市民、事業者との連携・協働体制づくりを進めます。

- ① 庁内に設置した男女平等施策推進部会や男女共同参画推進員と協議・連絡調整し、施策を推進します。(図1参照)

図1 行動計画の推進体制

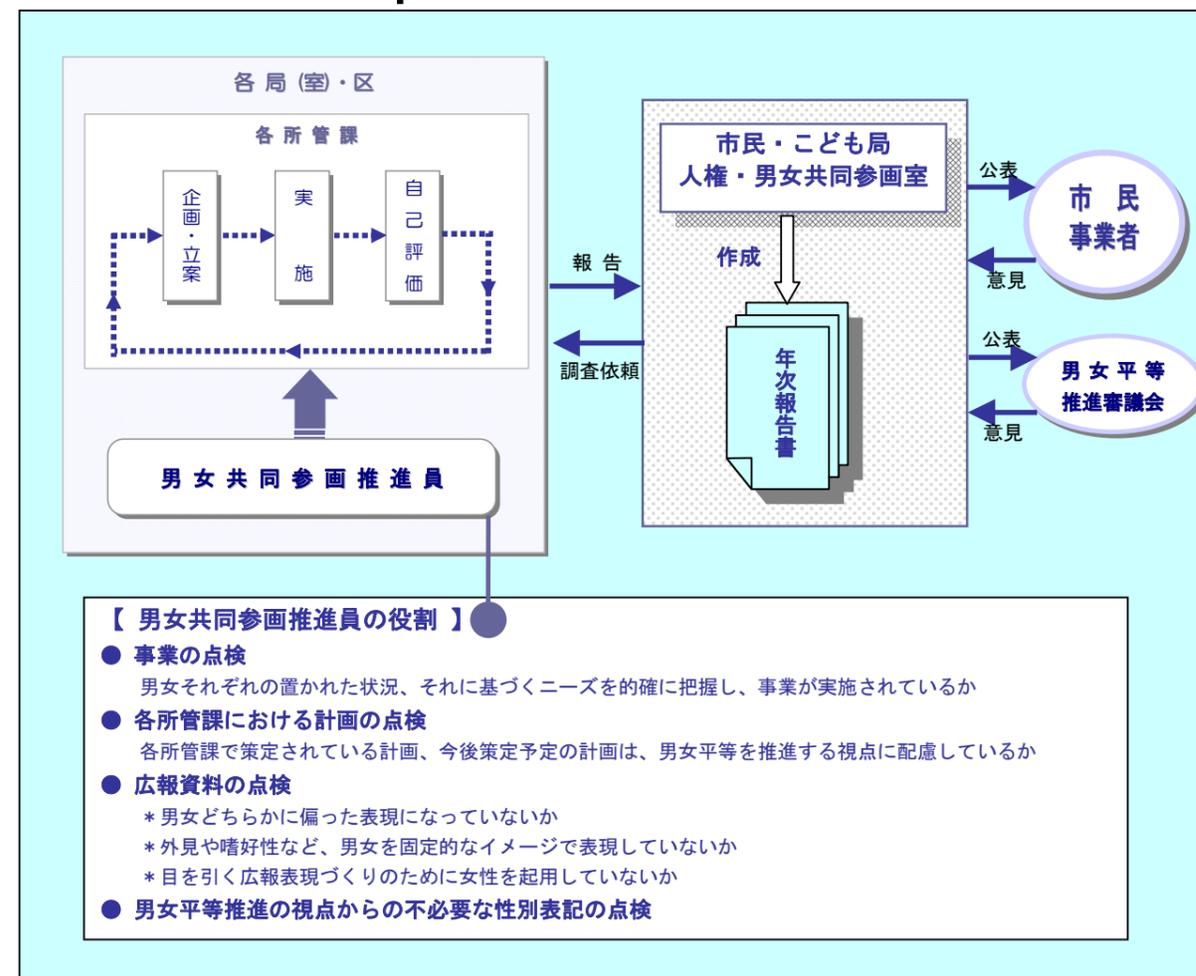


- ② 行動計画の「点検」「評価」を行い、施策の取組状況を定期的に把握します。

具体的には、毎年、事業の所管課及び全局に設置した男女共同参画推進員から施策の取組状況について報告を受け、その結果を年次報告書としてまとめ、市民、事業者等に公表します。また、審議会による第三者評価を実施し、市民、事業者に分かりやすく示していきます。(図2参照)

- ③ 市、市民、事業者が男女平等の実現度合を共有できるように努め、市民の自主的な評価を促進し、計画の見直しを実施する際に積極的に反映させていきます。(図2参照)

図2 取組状況の点検、評価のイメージ



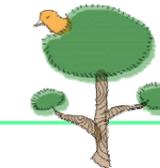
「川崎市男女平等推進行動計画」について

川崎市では、2001(平成13)年に「条例」を策定するにあたり、それまで「かわさき男女平等推進プラン」に基づいて様々な取組を進める中で永く市民と共に大切にしてきた「男女平等」という合言葉を尊重し、「男女平等かわさき条例」という名称にしました。

「男女平等」とは、性別による差別を受けることなく人権が尊重されることであり、その達成をめざす手法として、「男女共同参画社会の実現」を位置づけました。

「男女共同参画社会」とは、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画することで個性と能力を発揮し、かつ、共に責任を担うべき社会です。

川崎市は、「男女平等のまち・かわさき」をめざすため、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な目標や全庁的な取組として「男女平等推進行動計画」を策定しました。



2 第1期行動計画の取組状況と今後の課題

第1期行動計画の柱と重点項目

柱	重点項目
I 男女平等社会実現に向けての市、市民、事業者の連携促進	1 市、市民、事業者が男女平等推進のための意見交換ができる場の設置
	2 政策・方針決定過程における女性の参画促進
II 快適な生活優先型社会の実現に向けた環境づくり	3 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりの推進
	4 地域で子育てを支える環境づくり
III 男女平等推進のための意識啓発	5 子どもからおとなまで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備
	6 地域に根ざした男女平等推進に関する意識啓発、広報活動の実施
	7 男女平等推進に向けたメディアと市民の協働体制の確立
IV 「女性の人権」尊重への取組	8 性に基づく差別を撤廃するための、人権オンブズパーソン制度の周知と活用
	9 地域に根ざした女性に対する人権侵害防止・相談・救済体制づくり
	10 援助を必要とする女性及び支援団体等への、財政的支援を含むさまざまな支援の実施
V 推進体制の充実	11 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の実施
	12 行動計画の推進状況を点検、評価するためのシステムの構築
	13 率先して男女平等施策を推進するための庁内推進体制の整備、確立

第1期行動計画については、毎年、事業の所管課及び全局に設置した男女共同参画推進員から施策の取組状況について報告を受け、その結果を年次報告書としてまとめ、市民や事業者等に公表してきました。これを基に、次に掲げるとおり取組状況と課題を整理し、必要な事項については第2期行動計画に反映しました。

柱I 男女平等社会実現に向けての市、市民、事業者の連携促進

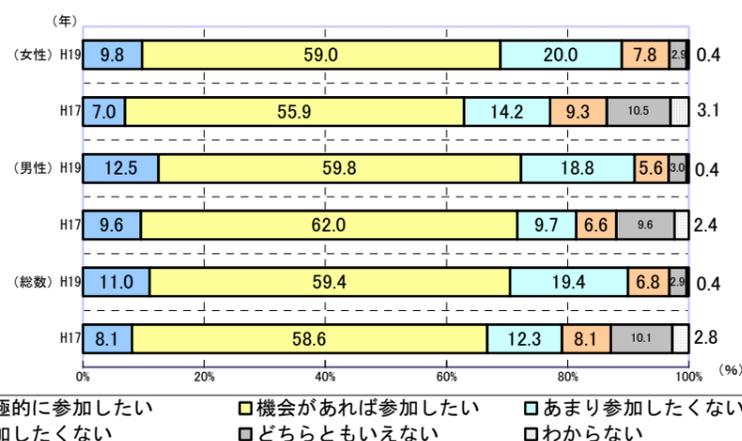
取組状況

☆産業、教育、地域等のさまざまな分野で活躍している民間団体等で組織する「かわさき男女共同参画ネットワーク」を設置しました。
☆審議会などの政策・方針決定過程への女性の参画に向けて、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」を整備し、取組を推進しました。

課題

「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動の充実を始め、地域におけるさまざまなネットワークを活用して、市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画を推進する必要があります。
また、社会への貢献意識や地域活動への参加意欲は男女共に高まっているものの(表1参照)、地域における中心的な役割を担う女性比率は依然として低迷しています。

表1 地域が元気になるための活動に参加したいと思うか
(平成20年度内閣府「男女共同参画白書」)



第2期行動計画への反映

- 市民・市民活動団体等との連携の促進(柱IV-基本施策11)
- 政策・方針決定過程への女性の参画促進(柱IV-基本施策12)

柱II 快適な生活優先型社会の実現に向けた環境づくり

取組状況

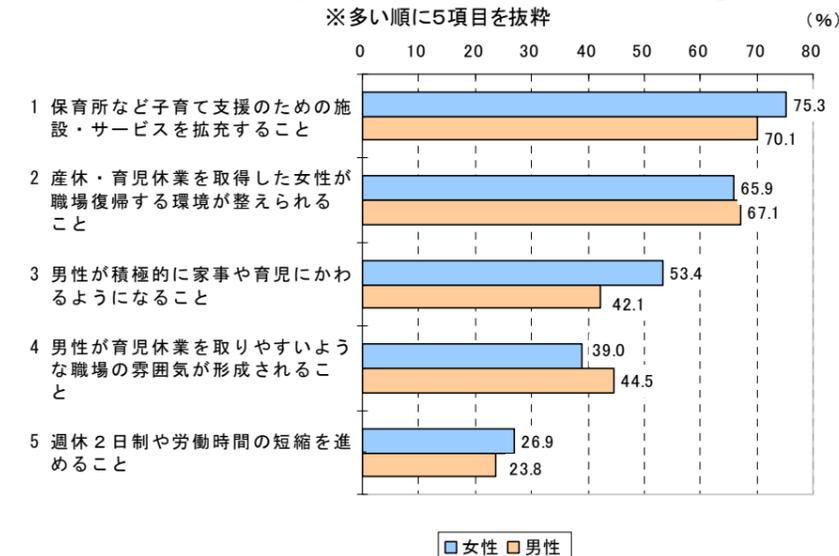
☆女性に対する就業支援、起業支援等の取組を推進しました。
☆市職員(民間企業等職務経験者)採用試験における受験資格の年齢要件がなくなりました。
☆保育所の拡充だけでなく、多様な保育サービスの取組を推進しました。

課題

本市の男女平等に関する市民意識・実態調査の結果によると、仕事と家庭生活の両立のためには、保育所など子育て支援のための施設・サービスの拡充、産休・育児休業後の職場復帰のための環境整備、男性の家事・育児への積極的な参加や育児休業取得促進、労働時間の短縮などが求められています。(表2参照)

また、国は2007(平成19)年に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。男性も女性もあらゆる世代の人々が、仕事や子育て、介護、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす社会の実現をめざした取組の推進が望まれます。

表2 男女が仕事と家庭生活を両立できるようにするために必要だと思うもの
(2007年川崎市「男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」)
※多い順に5項目を抜粋



- 安定した就業機会の確保と就業継続の支援(柱II-基本施策4)
- 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援(柱II-基本施策5)
- 子育てを支える環境の充実(柱II-基本施策6)
- 介護を支える環境の充実(柱II-基本施策7)

第2期行動計画への反映

柱Ⅲ 男女平等推進のための意識啓発

取組状況

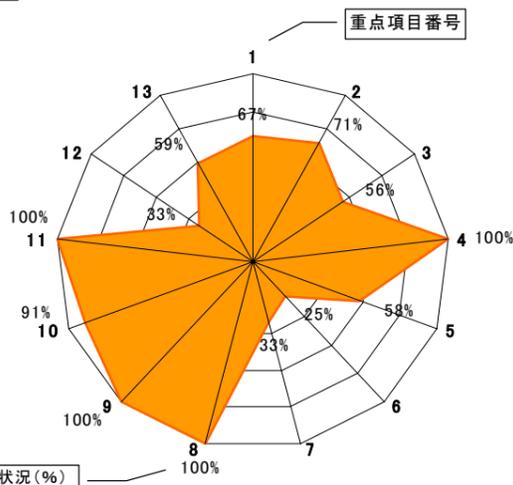
☆「川崎市男女平等推進週間」を設定し、さまざまな施設での広報活動を実施しました。
 ☆子どもからおとなまで、さまざまな年齢や時期に応じた学習・研修を実施しました。

課題

この柱は、市民一人ひとり及び市職員が固定的な性別役割分担意識や性差別的な価値観を見直し、男女平等意識を醸成することを目的としていましたが、庁内各局に設置した男女共同参画推進員に重点項目（6ページ左の表参照）ごとの取組状況を調査した結果、重点項目6「地域に根ざした男女平等推進に関する意識啓発、広報活動の実施」は25%、重点項目7「男女平等推進に向けたメディアと市民の協働体制の確立」は33%と、いずれも低い数値となっています。（表3参照）

このようなことから、啓発・広報活動の積極的な取組や工夫が必要となっています。

表3

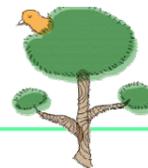


55の施策別に、各局推進員に施策の取組状況について調査を依頼し、その結果を13の重点項目別に取りまとめたものです。

取組状況 (%) = 事業に取組んだ局数 ÷ 事業所管理局数
 (人権・男女共同参画室調べ。2006(平成18)年度の年次報告書より)

○地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実
 (柱Ⅲ—基本施策9)

○市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進
 (柱Ⅲ—基本施策10)



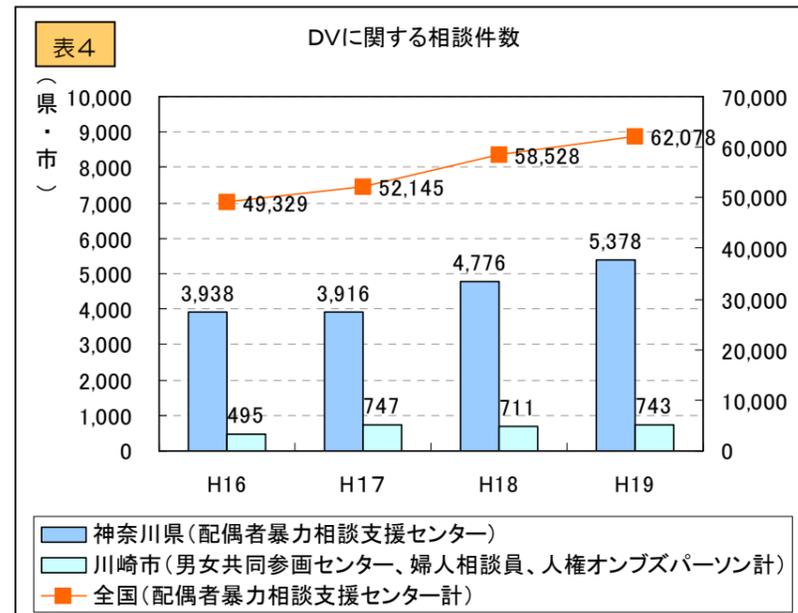
柱Ⅳ 「女性の権利」尊重への取組

取組状況

☆「女性への暴力相談等関係機関連絡会」及び「DV防止及び被害者支援庁内連絡会議」を設置しました。
 ☆川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）における女性総合相談の体制を強化しました。
 ☆ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）等の人権侵害を受けた女性や民間シェルター等に対する支援を行いました。

課題

DVに関する相談件数は全国的に増加傾向にあり、国、県、市の各調査結果は表4のとおりです。



※3
 ○身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 ○心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 ○性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。
 (次ページ表6も同様)

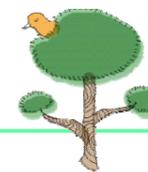
また、内閣府の調査では、配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」※3のうちいずれか1つでも受けたことがあるかという質問に対し、「何度もあった」と回答した人が、女性で10.6%、男性で2.6%という結果が出ています。（次ページ表5参照）

さらに、交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）もクローズアップされています。内閣府の調査によると、10～20歳代に被害を受けた経験がある人は、女性で13.5%、男性で5.2%となっています。（次ページ表6参照）

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための取組が必要です。第1に安全の確保、第2にDV被害者の立場に立った支援、第3に自立へ向けた継続性のある支援が強く求められています。

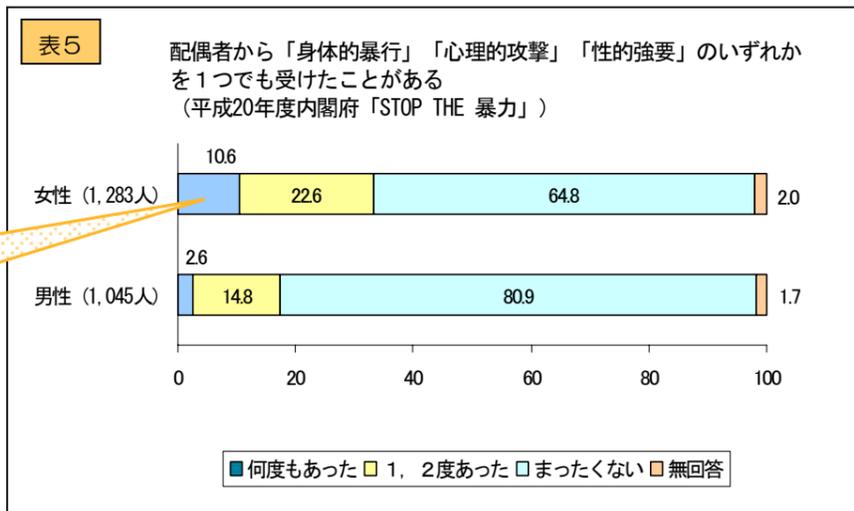
また、必要とされる支援を迅速に行うためには、DV被害者支援施策の包括的な取組体制の確立が急がれます。

2007(平成19)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)の改正で、市町村におけ



2 第1期行動計画の取組状況と今後の課題

る基本計画の策定が努力義務となり、市としても基本計画の策定及び被害者保護に関する施策の推進が急務となっています。



女性の10人に1人が、配偶者からの被害を何度も受けていると回答しています。

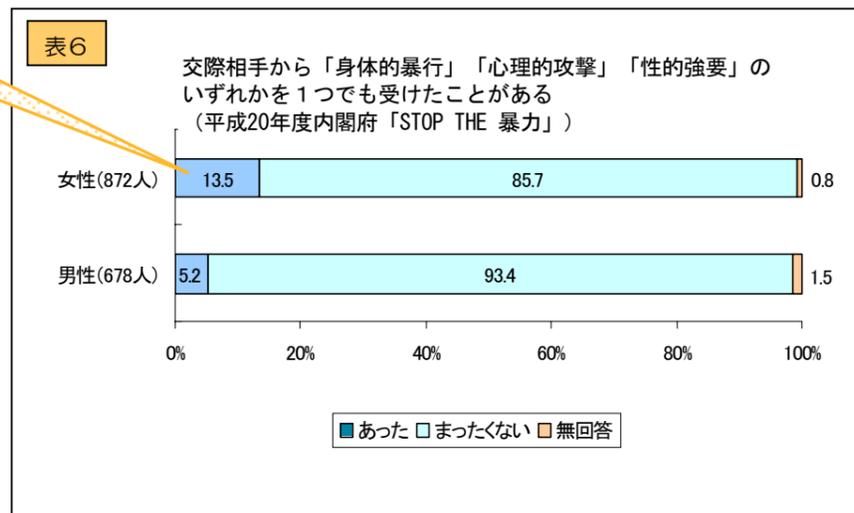
10～20歳代のときに被害経験がある人は、女性の約14%にのぼっています。

「デートDV」とは？

つき合っている恋人間で起こる暴力を「デートDV」といいます。けんかのことではなく、暴力によって交際相手を自分の思いどおりに支配することです。

暴力には、たたく・けるといった身体的暴力、相手をけなす・皮肉やいやみをいうといった言葉の暴力、無視する・常に行動をチェックするといった精神的暴力、借りたお金を払わない・借金させるといった経済的暴力、性的行為を無理強いる・相手が求めているのに避妊をしないといった性的暴力があります。

大切な人の心や体をこわすデートDVは、とても身近で深刻な人権侵害です。



第2期行動計画への反映

○性にに基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実 (柱Ⅰ-基本施策1)

○援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実 (柱Ⅰ-基本施策2)

柱Ⅴ 推進体制の充実

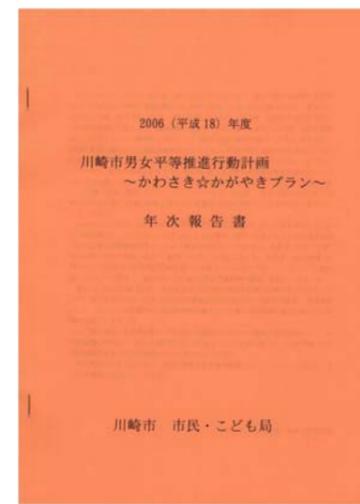
取組状況

- ☆各所管課における行動計画に基づいた男女平等施策の推進状況を毎年点検し、年次報告書を作成及び公表しました。
- ☆全局に「男女共同参画推進員」を設置し、研修等を行いました。
- ☆市における申請書等の不必要な性別表記の点検と削除を実施しました。

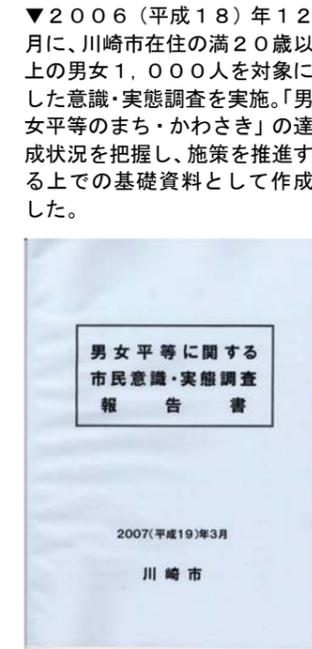
課題

各所管課の施策において男女平等推進の視点に配慮するために、全庁的に設置した男女共同参画推進員の活動の促進や、行政内部における推進体制の一層の充実が必要となっています。また、市民向け広報資料に男女平等の視点を配慮するための「公的広報の作成に関する表現の手引き」の周知や活用の徹底を図る必要もあります。

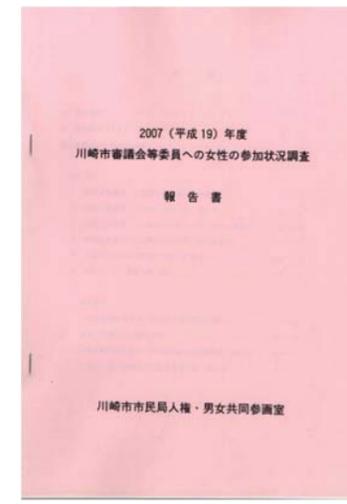
人権・男女共同参画室で作成・公表した主な報告書類



▲行動計画に基づく施策の推進状況を、毎年、全庁的に調査し、年次報告書を作成・公表。



▼2006 (平成18)年12月に、川崎市在住の満20歳以上の男女1,000人を対象にした意識・実態調査を実施。「男女平等のまち・かわさき」の達成状況を把握し、施策を推進する上での基礎資料として作成した。

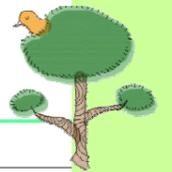


▲川崎市の審議会・委員会などの委員に占める女性の割合を、毎年、全庁的に調査し、報告書を作成・公表。

第2期行動計画への反映

○行動計画の点検・評価システムの充実 (柱Ⅳ-基本施策13)

○庁内推進体制の充実 (柱Ⅳ-基本施策14)



55の施策

4つの柱

14の基本施策



柱・基本施策の説明や具体的な事業内容は、第2章を御覧ください